

平成 24 年度第 2 回 四條畷市文化財保護審議会
議事録

開催 平成 2 4 年 1 1 月 2 日 (金)

平成24年度第2回四條畷市文化財保護審議会議事録（概要）

日時：平成24年11月2日（金）午後1時から
場所：四條畷市立歴史民俗資料館 研修室

1. 本日の出席委員

会長 瀬川 芳則
副会長 石神 怡
委員 吉原 忠雄
長井 光子
野島 稔

2. 本日の事務局職員

担当部長 鶴井晋一郎
課長 杉本 一也
主任 村上 始
事務職員 實盛 良彦

3. 委嘱状交付

4. 案 件

- (1) 委嘱状交付
- (2) 教育委員会への答申内容についての審議および採決
- (3) その他

1 開会

2 委嘱状交付

(事務局)

平成24年度第1回の文化財保護審議会におきまして、委員の皆様におかれましては、引き続き審議会委員をお引き受けしていただけることを、ご承諾していただきありがとうございました。

つきましては、平成24年10月24日(水)に開かれました教育委員会の10月定例会におきまして、四條畷市文化財保護条例第53条第1項に基づき、皆様を四條畷市文化財保護審議会委員として委嘱することが承認されました。

なお、本来であれば現在の委嘱期間が満了してから交付を行うべきところですが、本審議会の開催日程の関係上、平成24年12月1日付けの委嘱状を前もって交付させていただきますことをご了承ください。それでは、ただ今より委嘱状の交付を行いたいと存じます。なお、委嘱状につきましては敬称を省略させていただきます。

【担当部長から各委員へ五十音順に委嘱状を交付】

これを持ちまして、委嘱状の交付を終了します。

任期は平成26年11月30日までの2年間となっておりますので、皆様よろしくお願い致します。それでは、これ以降の議事の進行につきましては、文化財保護条例第55条第1項に基づき会長に議長としてこの後の審議をお願いしたいと思います。

それでは、会長 宜しくお願い致します。

3 案件

(会長)

ただ今から、平成24年度第1回文化財保護審議会を開催します。

始めに、本日の出席者数は、5名で文化財保護条例第55条第2項に規定しています委員の半数を満たしていることをご報告します。また、四條畷市の「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づく、本日の審議会への傍聴者は0名です。

では、案件1としまして、平成24年10月12日(金)に開催しました平成24年度第1回 四條畷市文化財保護審議会においてご審議していただきました平成24年度の市指定文化財について、四條畷市教育委員会へ提出する答申(案)を別紙のとおりまとめましたので、事務局から読み上げていただいたあと、最終のご審議をしていただき、採決をとりたいと思います。

(事務局)

では、お手元の資料に基づいての進めてまいります。

【四條畷市文化財保護条例による指定について(答申案)以下読み上げる。】

平成24年11月21日

四條畷市教育委員会
委員長 山本 博資 様

四條畷市文化財保護審議会
会長 瀬川 芳則

四條畷市文化財保護条例による指定について（答申案）

平成24年8月22日に四條畷市教育委員会から諮問のあった「四條畷市文化財保護条例による指定」についての審議結果を以下のとおり答申する。

答 申

四條畷市文化財保護審議会（以下「審議会」という）は、平成24年8月22日に四條畷市教育委員会から「四條畷市文化財保護条例による指定について」四條畷市文化財保護条例第6条第3項の規定に基づき諮問を受けた。諮問された有形文化財は以下の物件である。

1. 千光寺跡出土 3号墓遺物・6号墓常滑焼大甕・刻印瓦 一括

審議会は上記の諮問に応じて審議を行った結果、四條畷市文化財保護条例第55条第3項に基づき、それぞれの有形文化財が別紙の四條畷市指定文化財台帳（案）のとおり市指定有形文化財にふさわしいものであるとの結論を得たので答申する。

前回の審議会では名称を「千光寺跡出土 3号墓一括遺物・6号墓常滑焼大甕・刻印瓦 一括」としておりましたが、当日の審議内容によりまして、名称を変更させていただいております。

（会 長）

名称が変更されておりますのでその点も含めまして審議したいと思います。

ただ今の内容について何かご意見はありませんか？

（委 員）

答申の際に読み上げるということですので、「・」の読み方だけ確認しておく必要があるかと存じます。私は普段は「なかぐろ」と読んでおります。

（会 長）

それでは、いろいろご意見もございましたが、ここで採決をとりたいと思います。

四條畷市文化財保護審議会として原案を四條畷市教育委員会に答申することに賛成の方は挙手を願います。

（委 員） [全会一致で賛成]

（会 長）

それでは、四條畷市文化財保護条例第55条第3項に基づき出席委員の過半数の賛成があったと認め、平成24年8月22日に教育委員会から諮問があった1件の有形文化財についての答申内容を原案のどおり可決したものといたします。

では、今後の予定について事務局から説明していただきます。

（事務局）

平成24年8月22日に四條畷市教育委員会から諮問のあった「四條畷市文化財保護条例による指定」について、長時間にわたりご審議していただき、また答申について可決していただきありがとうございました。

この答申内容につきましては、来る11月21日（水）に開催されます四條畷市教育委員会の11月定例会において会長からご報告していただく予定となっております。会長よろしく願いいたします。

また、お手元の答申（案）につきましては、後日正式なものを郵送させていただきます。この答申に基づきまして、四條畷市教育委員会12月定例会において「四條畷市文化財保護条例第6条第1項」の

規定に基づく採決の後、「同条例第6条第4項」の規定に基づき「告示」を行い市指定の有形文化財に指定するはこびとなる予定です。

なお、新たに指定された有形文化財につきましては、当歴史民俗資料館において平成25年1月5日(土)から1月31日(木)の期間で指定記念の展示会の開催を予定しております。

また次回の審議会につきましては、平成25年度第1回四條畷市文化財保護審議会として4月以降に開催したいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

(会 長)

それでは、その他としまして現在発掘調査中の讃良郡条里遺跡を見学したいと思います。

【一同、讃良郡条里遺跡に移動し、事務局から説明を受ける。】

以上で本日の審議会に提出されました案件の審議を終了しましたので、これもちまして「平成24年度第2回四條畷市文化財保護審議会」を閉会いたします。

委員の皆様ご苦労様でした。